

【研究ノート】

社会福祉実践論・序説

——社会福祉とは何か，その「本質論争」をふまえて——

小野 哲 郎

監修：濱野 一郎

編集：中島 園恵

はじめに

戦後の「社会福祉本質論争」⁽¹⁾をはじめとする社会福祉研究の成果の1つとして、実践的方法・技術としてのソーシャルワーク論のあり方、とくに「政策論」と「ソーシャルワーク論」の統一理論（社会福祉のパラダイム）が重要な課題とされてきた。政策・制度と実践方法をふくむ「理論的パラダイム」の形成・確立は、「社会福祉の原論」において基本的な課題となっている。

従来の「社会福祉とは何か」についての研究の視点と方法は、科学研究の発展過程において認められるように、社会科学のばあいも経済学，政治学，法学，社会学などの個別科学として分化成立してきたために，社会福祉研究においても一部を除いて，多くは各個別科学の立場・視点と方法によって解明されてきた⁽²⁾。

しかし，従来の理論研究をみると，研究者が依拠する個別科学によって，科学的方法論や視点の異なる「福祉論」が提示されながらも，基本的課題である「理論的パラダイム」は，一番ヶ瀬康子の理論や嶋田啓一郎，松井二郎による試論にも見られるが，必ずしも成功しているとは言えない（一番ヶ瀬 1971；嶋田 1980；松井 1992）。「政策・制度論」と「技術論」の統合の必要性が叫ばれながら，二元論を克服した統合論はいまだ提示されていない。その背景には，統一

理論における社会科学と自然科学の二元論をめぐる問題がある。

本論では従来の社会福祉の原論研究で軽視されてきた、①「政策論」と「技術論」の理論的統合を中心に引き上げ、②対象の把握と規定、③本質の理論的説明について、④従来にない視点と方法によりラジカル（根源的）な立場から新たな「社会福祉実践論」を提示することを目的にする。変革的实践性を特徴とする「社会福祉実践論」は、次世代を展望し実践的に結合した理論的意義と機能を持ち、その前提的、過渡的な歴史的理論としての特徴を持っている。

1 問題の所在と研究の視点・方法

(1) 社会福祉論パラダイムの形成・確立に向けて

1) 従来の社会福祉理論研究の限界

周知のとおり、わが国戦後の社会変革時に本格的に導入・支持されて今日にいたる、「社会改良主義」の立場に立つ社会福祉のソーシャルワーク理論は、一般に「社会適応理論」ないし「機能主義的技術論」と呼ばれてきている。

たとえば、精神医学・心理学（自然科学）を基礎理論に社会学をとり入れる「ソーシャルワーク論」（竹内愛二・仲村優一他）、人間の基本的欲求をもとに社会福祉の固有性を主張する「社会学的機能主義」の理論（岡村重夫）、人間行動科学の統一としての「力動的統合理論」の提示（島田）、社会学的機能主義の立場の社会学的システム理論によるアプローチ（松井）などがあげられる。これに対して“科学的社会主義”の理論的立場の「経済学」による「社会事業政策論」（孝橋正一）、同じく「経済学」や「社会学」の「社会福祉運動論」（一番ヶ瀬・真田是）などは、前者の立場や諸理論に対して「政策論ないし制度論」と呼ばれる対立した理論的立場である。

とくに社会福祉の対象について、「社会適応理論」ないし「機能主義的技術論」の立場では「社会病理現象」ないし「社会的不適応状態」などと把握され、そ

の対策としてソーシャルワーク理論が形成・発展してきた。

これに対して「政策論」ないし「制度論」の立場では、資本主義経済社会が構造的必然的に生み出す社会問題の1つである「社会的問題」や「生活問題」と把握し、その対策である福祉政策としての制度・施設とその手段・方法（研究者によりソーシャルワークを含む）と理解されてきている。

このばあい先に示したとおり従来から両者の立場について、前者は「機能論ないし技術論的立場」、後者は「政策論ないし制度論的立場」と略称してきたが、さらにその理論的特徴として社会福祉の「方法・技術論的体系」、「政策・制度論的体系」と慣用されてきている。このような二分法的な呼称の背景には、科学的合理性として両者の立論が社会科学と自然科学を基礎としているため、安易な統一論を廃する理由がある。

戦後に繰り返された論争が残した基本的な研究課題は、研究視点や方法という基本的な科学方法論の問題として、その個別科学の立場と視点・方法論の差異が立論と内容の相違を生じていた。その結果、社会科学としての「政策論」と自然科学を基礎科学とする「技術論」の統合理論は、いわば科学的な「二元論」を避けるためか、二律相反した状態で両者ともにたこつぼ化現象を続けている。さらに社会福祉の「対象の理解・規定」が研究者によって相違があり、当然ながら「本質論の規定」においても理論的な特徴と問題点が認められる。

2) 先行するパラダイム理論の問題点

i 一番ヶ瀬康子：生活問題を運動につなぐ

社会福祉の生成過程と実体を資本主義社会の経済法則に照らして明らかとする実体概念、社会福祉それ自身に含まれている具体的規的方法論、その中で論じられる問題の内在化、さらに「活動」や「実践」を通じて明らかになる構造化と取り組んだ。すなわち、政策科学を踏

また実体論によりながら、外在的問題把握の弊害を避けるにはどうしたらよいかという問題提起である。このことを一番ヶ瀬自身は、従来からの政策論をさらに、歴史的にまた実証的に展開し、下からの権利視点を前提に再編する過程で技術論、方法論を包含し、運動論的視点で展開することであるという（一番ヶ瀬 [1971]）。（遠藤 2003: 35）

一番ヶ瀬は対象としての生活問題の経済的給付としての政策・制度の意義を認め、したがって同時にその拡充に向けた「運動論」を重視する一方で、「ソーシャルワーク論」の意義を認めている（一番ヶ瀬 1971: 31-32）。

しかし、筆者の問題認識からすれば、ソーシャルワークの専門性（職）の意義を指摘しながら、その意義づけに必ずしも十分な説明はない。その他にも①個別的概念の理論的な相互関係、②権利視点の論拠と位置づけ、③技術論・方法論を含めた運動論的視点における具体的論理の関連性が不明確であり、④対象の規定とそこからの理論構成の問題点、⑤全体的総合的かつ統合的な理論構成の問題点を指摘できる。

ii 嶋田啓一郎：力動的統合理論

嶋田が力動的統合理論を主張した時期は、社会科学の一般理論もマルクス主義を相対化し、社会諸科学の応用が切実な現実課題となっており、そうした要請に応えるべく、社会福祉を総合科学的にとらえようとした。（遠藤 2003: 33-34）

しかし、嶋田による「社会体制（政策）論と人間行動科学（技術）論を結びつけようとする『全人的人間の統一的原理』の確立」は、孝橋から社会科学的方法論と超歴史的方法論（人間行動科学的体系）の統一をはかる折衷論的結合

体系であり、いわば機能主義的技術論であるという批判が向けられた（孝橋 1973: 8-15, 174; 遠藤 2003: 33）。また、嶋田の力動的統合理論は「なお未完の体系であり、社会体制論と人間行動科学体系との二元論的曖昧さがいまだ十分克服されていないのではないだろうか」（井岡 1979: 175）、「嶋田理論の内実をみると、人間行動科学の統一的=力動的統合理論と称しているが、具体的にはケースワークからソーシャル・アクションまでをふくむ、いわゆるソーシャルワーク体系を中心とした技術論的方法を意味している」（小野 1997: 13）と指摘されている。

筆者の問題認識からすれば、社会諸科学の応用の課題に答えることが、孝橋の批判である「政策と技術」、したがって社会科学と自然科学である行動科学を直接的に統一したことの問題点に答えることにはならない。

iii 松井二郎：社会学的構造機能分析論（システム論）

松井の社会学的構造機能分析論（システム論）では、まずなによりも個人と社会に関する動的連関モデル、いいかえれば社会システムの定常=変動一元論（動的連関モデル）が必要だと言う。そして、その後にはじめてこの動的連関モデルの枠組みのなかに、社会福祉政策、ソーシャルワーク実践、運動（運動については対処行動のパターンの1つとして位置づけられる）を適切に位置づけていくことになるとした。

松井の研究目的と方針は、「社会学的構造機能分析論（システム論）」による「社会福祉理論パラダイム」へのアプローチである。社会福祉政策、ソーシャルワーク実践、運動を論理的に首尾一貫した形で、かつ相互連関的に把握していくためには、主体的存在としての行為者と個人の行為から成り立つ創発的体系としての社会とを適切に結びつける動的連関モデルを必要とするのであるが、既存の福祉論体系に内在する理論的問題はいずれもこの動的連関モデルの整備の不徹底さにあったとする。社会システムの社会制御メカニズムの一環として位置

づける作業をつうじて、政策と技術の位置と性格を解明して、社会学的構造機能分析論による福祉論のパラダイム整備を試み、既存の福祉論に内在していた理論的問題のいくつかを克服しうることが明らかになったと述べている。

松井は社会システムの3つの構造領域を①経済的なるもの（経済システム）、②政治的なるもの（政治行政システム）、③社会的なるもの（価値・規範システム）に整理し、先行業績に関して、『『政治的なるもの』の位置づけ』の曖昧さを指摘した（松井 1985: 53-85, 1992）。

しかし、筆者の問題認識からすれば、そのように把握する以前の問題として、福祉政策それ自体が政治的なるものとして政策主体の意志・判断が示されていると捉える必要がある。同時に福祉国家の“ゆらぎ”と“危機”との認識やそこでの理論モデルの問題点の指摘は、むしろ政策主体である国＝資本主義経済体制の“ゆらぎ”であり、“危機”とした認識・批判がすでに行われてきているのである。

3) 課題克服の方向性 —— キー概念としての「社会的実践」

社会福祉理論パラダイムの確立は、社会福祉論を中心に「対象論」、「本質論」（孝橋の理論を中心に展開されてきた論争を含む）、とくに“政策論”と“ソーシャルワーク論”の理論的統合の問題に関連するが、そのばあい研究の視点と方法論が基本的な課題になる。

科学論として、社会科学の視点とフレームから社会科学系と自然科学系を統合化することは可能である。つまり、実践論および社会的実践論による総合的な統合化は可能である。これは自然科学の社会的応用ないし貢献として、「社会的応用の方向性や役割」を社会科学によって導く必要性が重要になってきていることを意味する。とくに応用科学として、社会福祉など対人サービスのばあい精神医学や心理学の成果の活用は必然的に必要となる（逆に自然科学の技術的成果の活用には、哲学や社会科学の導きが必要にもなる）。

そこで本論は、個別社会科学による多様な「福祉論」を避けて、「政策論」と「技

術論」の統合理論を合理的に確立するために、社会科学の原点に立ち返り、社会的現象・事実である社会福祉の対象、社会福祉制度・政策、ソーシャルワーク、社会福祉運動ならびに市民ボランティアなどをトータルに認識・把握して「社会福祉実践」と呼ぶことにした。

同時にこれらの社会的現象・事実を社会福祉実践の多相構造・機能として、その個別実践の機能と相補関係を解明し、総合的統合的に理論化する。そのばあい社会科学の基本的原理である「実践」とその下位概念である「社会的実践」を基本的キー概念として、これにより従来の「政策論」（社会科学）と「技術論」（自然科学）の統合化問題にかかわる対立論や二元論を克服することにした。

（2） 統合論としての「社会福祉実践論」

1) 社会科学的概念としての「実践」——人間にとっての「実践」の意義

社会科学というばあい、①マルクス・エンゲルスが解明した「社会構成体理論」を中心にした社会科学、②近代社会に成立した科学領域の3分類を示す「自然科学、人文科学、社会科学」を総称する社会科学の2つを意味している。

本論は①の社会発展史と社会構成体理論にもとづき、人間の生命・生存と生活それ自体を意味する「実践概念」に立ち返る。実践とは、人間の生存・生活の営みであるすべての文明・文化としての社会的活動をトータルに把握して、その相互関係を弁証法的（政策主体・支配と反発＝動と反）に解明し、社会の進歩・発展に寄与するものである。本論における「実践概念」の基本的理解は、人間の生存と生活の直接的な需要を満たすための「労働」からはじまり、自然環境に働きかけ変革すべき手段となる「道具と技術」を生み出す目的意識的な労働としての「生産的実践」、ならびに人間の生理・身体を守る医療、人間の社会生活の維持と人格形成・発展を確保する教育・福祉などの「社会的実践」に依拠している。

人が生存し生き続けるための人間活動である実践には、自然界への適応・対

応と変革・改革の2つがある。前者は経験知と想像力から科学が発生し、自然・人文・社会科学の確立・発展となった。それは個別科学の分化発展であり、人類が自然界を活用し宇宙界にいたるが、神や信仰とともに、資本主義の資産蓄積に格差社会、安易な低賃金の差別社会を生んだ。科学の成果の活用が誰のため何のためか、厳しい市民の判断機能が必要である。その意義と理解を実践者・援護者は基本的に求められる。本論は、このような人間に本質的な環境の「適応と変革」をはかる「実践概念」により、いわゆる近代以降の資本主義社会における「社会的実践」の1つとして「社会福祉実践」を規定し、その存在意義ないし目的を解明するために「対象」と「本質」ならびに「構造と機能」を理論的に追究するものである。

2) 社会的実践, 社会福祉実践の存在意義

実践概念において、「生産的实践」とは人間の生存・生活のための自然的・物質的資源への働き掛けを意味し、他方の「社会的実践」とは人間の精神的・社会的ないわば「文化的社会的資源」への働き掛けを意味する。社会的実践とは、正に人間の「実践」それ自体に対応したいわゆる生命を維持し、生きる営みである「生存と生活」という基本的問題に直接かかわる根幹的な実践である。教育・医療・福祉問題などの個別的な社会問題に対応する教育実践・医療実践・社会福祉実践など社会的対策の本質（＝その対策はなぜに存在するのか、どのような意義があるのか）を解明するばあいは、医療・教育・社会福祉理念の意義・目的を「人間と社会」それ自体の本来的本源的な意義である「人間の存在や生きる（生活）実践の理念」に立ち返って検討・究明する必要がある。社会的現象・事実としての「実践」、つまり社会福祉の実践あるいは活動が「一体どのような実践なのか、何をする実践なのか」という問いでは、医療実践や教育実践との違いが問題とされている。この問いは、いわば実践の「性格」「特徴」を問題にしている。

実践の「本質」を問うならば、その実践は「何のためなのか」つまり「実践の存在意義」＝「何のために存在するのか」というその存在の「本来の意味」ないし「本質的意義」が問われなければならない。それは社会現象・事実としての「社会福祉実践」の奥にあるもの、その普遍的な本体・核心が追求されねばならない。それが今日の「人間と社会の発展段階」における到達点としては、正に「社会主義理念ないし社会主義社会」の価値理念に対応している。

社会福祉実践の究極的目標は、資本主義的生産関係の矛盾の克服であり、自由・平等・平和ならびに人間性（抑圧から）の全的開花・解放である。そして社会福祉実践の実践理念は、文化・社会的価値理念＝人類普遍的価値である基本的人権＝人格権、民主主義である。

わが国においては、戦後はじめて自由、平等、基本的人権の尊重などを普遍的原理とする民主主義憲法が制定されて、社会福祉が長期間求めてきた国民の生存権保障が国の政治的、道徳的責務として自覚され、政策的課題として登場した。人の命を基盤とする「人格権」は、憲法上の権利として、日本の法律では「これを超える価値を見いだせない」という大原則から保障されている。剰余価値＝利潤追求を社会原理とする資本主義社会は、自由競争と効率主義のもと近代国家が到達した統治法である「立憲主義」（憲法が国家権力を縛り、その乱用を防ぐ）により、国が国民の自由や権利を守るためにやるべきこと・やってはならないことを憲法に規定している。国民の生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に具体的な侵害の恐れがあるとき、国は侵害行為を法的に差し止めできる。憲法上人格権は何よりも優先され、経済活動の自由（憲法22条1項）は人格権の中核部分よりも劣位におかれる。

したがって、人間の生存・生活において人間の「人格権」を侵害する「貧困・生活困難の多くの事実」は、健康で文化的な最低限度の生活（同25条）や「生命・自由・幸福」追求（同13条）を奪い尽くすものと言える。

3) 対人サービスとしての社会福祉実践

慈善・博愛事業としての救済は歴史的であり、「福祉は実践だ」「理論より実践だ」「福祉は心だ」「福祉は愛だ」といったコトバや表現は今日でもよく認められるが、そこには現実にキリスト教や仏教などの慈善事業家や民間社会事業家が「実践主義」「経験主義」慈恵・慈善・博愛など歴史的伝統的活動の理解者として存在している。

その基礎には人間愛・ヒューマニズムがあり、その近代化が社会福祉（実践）である。人間にとって生存・生活は、何よりも人間の存在意義であり、存在そのものであり、人間としての「全的解放」に向けた存在であり、同時に自然的社会的な環境変革の実践と言える。

社会福祉実践において、対人サービスであるソーシャルワーク実践の理念は、上述した「安寧・平和・自由」と「人間性の全的解放・開花」などの普遍的理念・価値に結合しながら、直接的・具体的には「民主的な個人と社会の形成」に向けた実践と言える。目前の現実としての「弱きものの生きる場所、弱きものの日々の生存と生活から」社会構造の矛盾と問題の本質理解を踏まえ、ソーシャルワーク実践は、社会福祉実践の目的・理念の実現に向け普遍的価値の展望に結合した援護的実践の役割を果たす。

つまり資本主義体制が生み出す「貧困・生活困難」の解決・軽減を、生活主体による直接的対決をとおして、その具体的な担い手を対象に福祉政策の内部から「社会（＝環境）と個人」に向けて民主化の実現に寄与する。

この点を社会福祉実践の「内在的機能」に即して具体的に示せば、①対象が担っている「貧困・生活諸困難」の一般的な社会的理由と個別的な社会的背景・理由の解明、②問題解決に必要な生活基盤の整備・確保のための社会的対策（制度・施策、社会資源）、③生活・社会関係の再建の方策と対策である。社会福祉実践とは現実との関連で社会福祉理論（＝理念）を具体化することであり、その意味で実践の原理・原則にもとづいて、あまねく対象の立場と要求に対応

して意識変革をともないつつ物質的なものをとおして援護する。

人間の生存・生活は、客観的側面において「経済的・物質的」なものであり、主体的側面において「人間的交わり・絆・縁・結（ゆい）」、「いたわり合い・助け合い・支え合い」としての人間愛を基礎にした「心理的・精神的」なものであり、「人間関係的」なもの（夫婦・親子・家族・親族・近隣などの民族・地域関係）である。「実践の多相構造」= 近代的社会福祉として、その「主体」「客体」（=生活主体・福祉主体）「方法」といった科学的認識や研究の意義と応用さらに憲法による権利保障の意義とその実現のために、とくに専門（性）職制による福祉実践の重要性の認識が前提的に必要と言える。

「本質論」の理解にあたり、「実践それ自体」を科学的研究の対象として捉える方法は、社会的現象・事実の認識・把握としてはきわめて浅薄で安易に見え、学問・研究としてはあまりにも単純で平凡に思われがちである。しかし、そのような日常性や具体性のなかにこそ「本質」があり、むしろその理論的認識の方法とその究明の視点と過程・展開こそが科学的手続きの合理性や妥当性に重要なのである。

（3） 研究の視点・方法とその特徴

研究の視点・方法とその特徴は、要約すれば次のとおりである。

- i 本論は、社会的現象・事実である社会福祉の対象、社会福祉制度・政策、ソーシャルワーク、運動および市民ボランティアなどについて、社会福祉実践の多相構造と機能として総体的包括的に把握し、その個別的機能と相互関係を解明し多角的統合的に理論化した。そのばあい社会科学の基礎原理である「実践論」を基本的キー概念としたが、これにより従来の「政策論」（社会科学）と「技術論」（自然科学）の統合化問題にかかわる対立論や二元論を克服することにした。
- ii 本論は、社会福祉の対象を「生活基盤と生活関係の不安定・喪失・崩壊」

状態にある個人・家族と規定して、その対策・施策では社会福祉制度より相対的に重視される対人サービスの一環としての「ソーシャルワーク＝技術論」を再評価して、適正に位置づけているのが特徴である。

- iii 本論は、社会福祉の固有性・独自性として歴史的な対人援助（サービス）であるソーシャルワーク＝社会福祉の専門的実践を「基幹的援護的实践」、社会福祉制度・政策を「制度的基盤的实践」、社会福祉運動を「政策要求的实践」、公的ボランティアを「制度補完的实践」、民間ボランティアを「市民的補完的实践」と称して、相互の意義と機能的な位置づけにより、社会福祉実践の構造・機能のトータルな統合理論を特徴としている。

したがって、「実践」の内在的原理である「適応」と「改革」の視点に立つ「社会福祉実践論」は、「現状対応的实践」と「現状変革的实践」の視点と方法の統合的原理に規定される。その意味で社会福祉実践の対象に対する個別実践は、政策主体による制度的基盤的实践、基幹的援護的实践、政策要求的实践のいずれもがこの統合的原理を前提的に内在している。

- iv 本論では、社会福祉の本質を検討するにあたり、社会科学視点と枠組みによる社会福祉実践論として、慈善的精神のヒューマニズムを改めて再認識したが、それは正に歴史的・理念的な特徴として位置づけて、（とくに狭義の社会保障制度に対比した）社会福祉実践の本質（多相構造と機能）の独自・固有性の一端を示すものとした。

2 社会福祉実践論の対象理解と規定について

(1) 従来の社会福祉研究における対象理解と規定の特徴と問題点

ここでは、ソーシャルワーク論に代表されるいわゆる社会改良主義の立場を踏まえた行動科学的な「社会学的機能論」ないし「技術論」と、科学的社会主義の立場を中心とした社会福祉「政策論」ないし「制度論」の特徴的な対象規

定についてそれぞれみておきたい。

なお、本論では社会福祉の対象，社会福祉制度・政策，ソーシャルワーク，社会福祉運動および市民ボランティアなどについて，それらの理論的相互関連性，総合的・統合的論理関連性などが検討されるため，「大河内一男」の他に直接的に論点から外れる論者はとくに叙述に必要な理論以外取り上げない。

1) 技術論および社会学的機能論的立場

i 竹内愛二：ソーシャルワーク論を積極的に導入

第2次大戦の後，独立講和（1951年）から1955年頃にかけて，それまで続いた占領期の社会事業に対する反動と反省が生まれた。そのなかにケースワークをはじめとする援助技術論を，わが国の福祉現場に定着させようとする動きがあった。戦前，はじめて『ケース・ウォークの理論と実際』（1938年）を著して以来，ケースワーク研究の開拓者として研究を続けた竹内は，『専門社会事業研究』（1959年）をいちはやくまとめた。そこで，人間にとって真の福祉は，人格者として扱われることを抜きにして実現を図ることが不可能であること，そのためには個人の動きを行動科学的に理解し，そこに専門技術を適用することが重要だという。すなわち社会事業は，「応用科学的専門職業」であり，社会事業家の行う専門職業的な援助過程の理論的根拠は，人間関係の円滑化を望む「社会関係的欲求」，すなわち心理・社会的欲求を充足するためのパーソナリティ論や文化論に求められる。そこで，ケースワークをはじめとする事例研究の蓄積を奨励した。その一方でケースワークは「心理学乃至精神医学的職業の従属的」傾向を克服しなければならなかった。竹内によれば，「個別・集団・組織社会事業とは，個人・集団・地域社会が有する社会（関係）的要求を，その他

の種々なる要求との関連によって自ら発見し、かつ充足するために、能力・方法・社会的施設等あらゆる資源を自ら開発せんとするを、専門職業者としての個別・集団・組織社会事業者がその属する施設・団体の職員として側面から援助する過程」(「竹内 [1959]」)のことで、アメリカで発達したソーシャルワーク論を積極的に紹介・移入し、社会事業理論として仕立てあげた。かくて、社会関係の調整に重点を置いたその理論は、具体的な手続や方法が、詳細かつ多様である点に特徴があり、しかしその一方、技術を成り立たせる理論的根拠については、隣接諸科学の応用の域を出ないという批判も寄せられた。その後の竹内は『実践福祉社会学』(1966年)を著すなど、「生きがい」を主題とする人間実存の哲学的な課題に注目し、キリスト教ヒューマンイズムの立場をより鮮明にしていった。(遠藤 2003: 29-30)

ii 仲村優一

政策論と技術論の二分法を廃し、政策が拡大すればするほど個別的ニードと組み合わせる作業をきめこまかく行われなければならないとして、「社会問題的視点」と「社会関係的視点」の統合を志向した(仲村 1978: 119-120)。

仲村によれば、ソーシャルワークは、それを包み込む制度としての社会福祉との相互规定的な関係から捉えなければならないことになる。制度としての社会福祉が、高度化した資本主義社会の社会問題に対する対応措置を講ずるためのあれこれの制度・政策体系の1つであり、社会の発展の法則に規定され、その発展の法則に適合する合目的な方策施設の体系であることは言うまでもない。したがって、ソーシャルワークという実践に体现される社会福祉の方法論もまた制度としての社会福祉の展開に規定され、歴史的合目的性をもって、社会福祉制度体系の中に位置づけられる必然性を持っている。この意味で、その実践は社会問題的視点を抜きにとらえることはできない。つまり、制度の動き

とは無関係に成立し、一人歩きする方法の体系などはないのである（仲村 2004: 3-4）。

iii 岡村重夫：社会福祉の固有性をもとめて

岡村は、わが国の社会福祉理論史において、その固有性の視点を重視した研究者として知られる。それは、個人と社会制度間の社会関係における主体的側面に焦点をあて、個人を制度に適合させつつ、生活の全体に行き渡る援助を福祉固有の領域・機能と設定する、独自の社会福祉論となった。今日、社会福祉で固有論という場合、たいていは岡村によるこの理解を踏襲している。すなわち、「社会福祉は人間の社会生活上の基本的要求が全体として調和的に充足されることを前提条件として、個人が社会的役割を果たす上での援助、すなわち個人のもつすべての社会関係の主体的側面の調整を行なう個別の援助の方策を直接的に個人になすとともに、個人の所属する地域社会に対しても、彼等が集団作用を通じて個人の発達を図ったり、個人の社会的役割を容易にするような機関、施設、サービスをつくりだす活動を効果的に援助する技術である」（岡村 [1956]）。

ここで岡村が強調するのは、個人が社会制度との間に結ぶ際に生ずる「社会関係の主体的側面の欠陥」にどう対処するかという課題で、そのための援助体系の必要性が注目される。やがて、社会福祉は社会関係の主体的側面（役割実行）に焦点をあてつつ、これら主体的側面を規定する、社会関係の客体的側面（役割期待）の全体をも同時に調整することにより、諸制度の間に生ずる不整合の問題は解決機能が果たされるとみた。これは同時に、生活者の個別的な要求に対しても充足機能を意味するものとなった。

『社会福祉学』（〔第1〕総論）を読むと、社会福祉固有の領域は、歴史的な展開の過程を通じて形成されたものであるが、そこでは社会福祉の理念型を構成するために、史実が意図的に用いられ、実証史であるよりは理念史に立って展開されている。それはまた、人々と社会福祉のニーズを、その充足をもたらす社会制度を結ぶ関係としてとらえることができ、ソーシャルワークを通じて具体的な方法、処遇技術が展開される。その際、岡村が注目する援助原理としては、①「生活困難の解決の仕方は社会にとって承認されうるもの」とする社会性の原理、②「社会福祉にとっては個人の生活の全体が問題なのである」とする全体性の原理、③「生活の当事者の立場が福祉の立場である」とする主体性の原理、④「生活困難の解決は観念的なものであってはならず、生活の現実に即したものでなければならない」とする現実性の原理の4つがある。これらは援助のための一般理論として、今日も有効な説明となっている。（遠藤 2003: 31-33）

iv 嶋田啓一郎：人間行動科学の統一＝力動的統合理論を主張

嶋田は竹中勝男の社会福祉論（竹中 1950）を受け継ぎ、主として高度経済成長期以後の社会・経済状況を背景に、社会体制論に基礎をおく実践行動理論を意図した人間行動科学の統一＝力動的統合理論を提示した。“転換期における社会的問題”を取り上げ、論点を提示したことにその特徴があった。転換期とは「資本主義または社会主義が、それぞれの絶対的な原則として支配的であるのではなく、資本主義の原則が国民の経済・社会機構を規定し、基礎づけていると同時に、社会主義化への発展段階的特質をも宿す社会化（Vergesellschaftung）の時代」のことである（嶋田 1980: 74）。

嶋田によれば、

「社会福祉とは、その置かれた社会体制のもとで、人間の社会生活上の基本的欲求の充足をめぐる個人と制度的集団との間に成立する社会関係において、人間の主体的及び客体的条件の相互作用により生起する諸々の社会的充足、あるいは不調整関係に対応して、その充足、再調整、さらに予防的処置を通して社会的に正常な生活水準を実現せんとする公私の社会的活動の総体」(嶋田 [1980])である。(遠藤 2003: 34)

ただし嶋田のばあい、

生活上の欲求や、調整の必要な社会関係を取り上げることに、岡村と異なり、社会体制の視点を導入して政策に対応する制度的アプローチの必要を強調し、技術のもつ社会的規定性を重視したことが特徴である。(遠藤 2003: 34)

2) 政策論・制度論的立場

i 大河内一男：(社会) 政策の社会事業化を批判

1930年代から40年代はじめにおける戦時下のわが国社会事業にあつて、社会事業研究所参与として多くの社会事業調査を手がけ、戦時社会事業に方向づけを与えた政策学者である (遠藤 2003: 27-28)。

それまでの人道主義や階級調和という倫理観や観念論、あるいは社会主義といった政治論としてではなく、社会事業を社会政策や資本主義経済が生む必然の産物とし、合理的政策手段と考えた。庶民階層を労働者や生産者ととらえる社会政策は、資本主義の順当な再生産にとって欠くことのできない「労働力」の総体として維持・保全を図る

ことは、当然必要不可欠であり、かつ合理的な政策であった。その際、社会事業の対象となったのは資本制経済の再生産機構から一応脱落した、謂わば経済秩序外的存在である。社会政策と社会事業は並行的に展開されなければならない。社会事業は社会政策立法の埒外らちがいに落ち込んだ窮迫状態にある人々をカリタス（=慈善）として救済する一方、福利事業として保健・衛生・教育など積極的な生活改善を通じ、要救護性の発生を事前に防止する。（遠藤 2003: 28）

大河内によれば、

社会事業は社会政策の以前と以後に活動の場を持ち、社会政策の周辺からこれを強化、補充する点に特徴が置かれた。ところが、社会事業が社会政策を代替し続けると、労働力の順当な保全=再生産は行われ難い。国民経済の順当な拡大再生産は妨げられ、やがて社会事業に過重な負担がかかり、結局、物質的な基盤を無視した精神性の強調や、非合理的な主張が跋扈ぼっこする。そうならないために、社会事業は社会政策の代位的な位置から補充的な位置に移ること、かつ両者は協働することが望ましいとみた。1937年の論文で大河内は、社会政策の社会事業化を批判、1938年の論文では社会事業を経済秩序外的な存在としてとらえ、日中戦争を背景に社会事業の積極的な役割を強調、1940年の論文では時局がらみの生産向上のかけ声が高まるなか、社会政策と社会事業を明確に分離した。（遠藤2003: 28-29）

ii 孝橋正一：社会事業本質論を解明

大河内の社会政策論を批判的に検討して、資本主義社会の産物として社会事業の本質を規定して、独自の社会科学的視点と分析枠組みによる理論を形成し、

戦後のわが国の社会福祉理論をいわゆる「政策論的立場」から牽引したのが孝橋である。

「社会事業とは、資本主義制度の構造的必然の所産である社会的問題にむけられた合目的・補充的な公・私的社会的方策施設の総称であって、その本質の現象的表現は、労働者＝国民大衆における社会的必要の欠乏（社会的障害）状態に対応する精神的・物質的な救済、保護及び福祉の増進を、一定の社会的手段を通じて、組織的に行なうところに存する」（孝橋 1962: 24-25）。

この理解は、資本主義の基本構造と社会事業を内在的に関連づけた意味で評価されたが、同時に体制維持に限定した点で実践活動に消極的・否定的であり、理論的には決定論的・機械論的であると批判された。

社会の基礎的・本質的問題を「社会問題」、関係的・派生的問題を「社会病理・福祉問題」と二分して、前者を「社会政策」後者を「社会事業」と規定し、社会政策を補充・代替するのが社会事業であると位置づけた（孝橋 1962: 30-31）。この時期の本質論に関する批判的研究を含めて「政策論」研究としてその後の社会福祉の「運動論的立場」（一番ヶ瀬・真田・高島）に引きつがれ、「新政策論」研究として論争が行なわれた。

iii 一番ヶ瀬康子：生活問題を運動につなぐ

実践的視点を前提とした政策批判を形成する学として社会福祉を位置づけ、社会福祉とは、現代資本主義の下において、国民の生活問題（現代的貧困）に対する生活権保障の制度・政策として個々の生活者あるいは家族、地域社会の生活要求に対して貨幣・現物・サービス機能の分配を即時的に実施、あるいは促進する人権保障の社会的実践である。関連諸政策を代替または補充する機能を果たすものであり、社会福祉政策発展の契機は国民の社会福祉要求運動にあると説明した。（遠藤

2003: 34)

政策論の展開を前提としながら、政策論のいう社会的問題を生活問題として捉えなおし、その固有の論理と現象形態、そして相対的な自律性を明らかにすることによって、社会福祉対象の、ひいては資本主義社会における方策施設の一つとしての社会福祉の相対的独自固有性を主張したのである。一番ヶ瀬は、このように、生活問題の相対的独自固有性の議論から出発しながら、政策形成・運用過程における社会福祉運動の意義を幅広く承認するとともに、社会権の生存権保障の視点を導入するなど、独自の展開を試み、やがてその社会福祉理解の体系は理論、実際の両面において強い影響力を持つことになる。(古川 1994: 35-36)

一番ヶ瀬によると『実践学』としての社会福祉学とは、次のようなものである。

- ① 社会福祉学は、完結され閉ざされた体系ではなく現代の人間生活の日常的営みに、つねに試行錯誤のアプローチを試みながら、開かれた問題提起、問題認識、問題解決を探究し、人権保障を具体化する学である。
- ② それは、近代に発達した諸科学の限界さらにパラダイムに対して、現代の諸問題への認識を軸に展開するものであり、近代科学のパラダイムの転換を志向する。
- ③ とくに人間の諸局面を切り取って、体系化する近代の「タテワリ」科学とは異なり、人間の生活をトータルにあるいは全面的にとらえる学である。Totality, Wholismの視点にたつ。
- ④ 問題認識にとって、近代諸科学の意味あるものは摂取し統合化を

志向するとともに、社会福祉学の成果は、近代諸科学をより進展する可能性を秘めている。つまり学際科学、総合科学、越境科学としての在り方を示す。

- ⑤ 以上の特質をもつ社会福祉学において肝要な点は、認識方法において、日本の近代科学のもつ演繹法や帰納法の出発点に発想法（現実から仮説を創り出す方法、アリストテレスのいうAbduction）を重視する必要がある。さらに歴史研究、調査研究、国際比較研究などを展開しながら、とくに事例研究から出発する。とりわけ現場や地域調査（踏査、参加観察も含む）などでの展開が、必要である。（一番ヶ瀬 2004: 31-32）

iv 真田是：三元構造論

社会学的な社会問題論を基底におきながら、独自かつ精緻な生活問題論を展開した。そのことに加えて、真田の功績として特筆しておかなければならないことは、対象化論の導入である。社会福祉の「対象化論」は生活問題が科学的な手続きのみで策定されるものでなく、科学と政策（的意図）により合成されるとして、対象の具体的・実態的な把握の方法に新たな道を開き一歩前進させる契機となった（古川 1994: 36）。

その特徴は「三元構造論」にあり、

社会福祉を構成する対象、政策、運動という三通りの要素とそのあいだに認められる規定関係によって決定される。これら三通りの要素のなかで最終的に規定力をもつもの、それは政策の意図、すなわち資本主義国家の、さらに遡及すれば資本総体の政策意図である。しかし、その一方において、生活問題の対象化の範囲や施策の方向・内容は運動による規定を免れえない。むしろ、社会福祉の歴史的な展開の過程

は、対象化の範囲や施策の方向・内容については運動の力量によってかなりの程度まで方向づけられてきたことを物語っている。真田がこのように運動の規定力を重視するのは、先行する政策論が、現実の社会福祉運動のエネルギーをすくいあげ、方向づけることにみずから道を閉ざした政策決定論的色彩の濃い体系になっていることへの異議申立てを意味していた。(古川 1994: 36)

v 高島進：三段階発展論

社会福祉の「三段階発展論」として第一段階は救貧法と慈善事業の時代であり、第二段階は社会事業の時代であり、第三段階が社会福祉の時代である。このような社会福祉の段階的発展は、資本主義のもたらす貧困・生活問題と階級闘争の発展に応じて、歴史的・法的的に生み出されてきたものである(高島 1979)。

高島は社会福祉を「社会的不幸に対する社会的対策」の一領域と規定し、「主として消費生活過程において労働力の再生産の破壊が人間生活の破壊として具体的に個人なり家族に現象するところに対応してきた」と言う(宮田 1979: 197-198)。

高島の体系では、運動の位置づけはさらに強化されている。高島によれば、社会福祉運動は階級闘争にはかならず、それは対象としての貧困・生活問題とならんで、社会福祉を規定する二大要因である(古川 1994: 37)。

3) 従来の対象の把握と規定の問題点

技術論および社会学的機能論的立場における社会福祉の対象は、「社会関係とその調整」であり、資本制社会の構造的矛盾として生じる社会問題については社会病理現象と把握して、その担い手たる個人々人を人間関係的視点から「社会的不適応状態」「社会関係の不調整現象」と規定する。そのためその対策・施策では、社会福祉制度より相対的に重視される対人サービスとしてのソー

ソーシャルワークが中核的実践の位置と役割をしめている。

一方、政策論・制度論的立場における社会福祉の対象規定は、資本主義社会の構造的所産としての「社会的諸問題」の中でも、「社会問題」としての労働問題から関係・派生的に生じる「社会的問題」「生活問題」として、貧困・生活困難・障害を社会福祉の対象と規定している。「社会的問題」「生活問題」のいずれもが、「社会政策」の対象である「社会問題」や「労働問題」との区別や関連性は明確であり、一見すると労働問題や社会的諸問題に対比して合理的で科学的に見える。

しかし、社会福祉の対象理解としては、労働問題をはじめ教育問題、医療問題、交通問題などいわば社会的諸問題のなかで、その種別や性格を言い当ててはいるが、政策論と技術論の統合論やソーシャルワーク論の位置づけから見て、とくにその対象規定としては不十分でなお問題点・限界を示していると言える。いわゆる「社会的問題」ないし「生活問題」とは、単なる社会問題の「種別や性格」の認識レベルにとどまっていると言わざるをえない。

つまり社会福祉の対象は何かというばあい、その内容自体はどのような要求や問題を内在しているのか、言いかえれば対象それ自体が求めている社会的対応・対策が明らかでなければならない。対象がどのような社会的状態に置かれているのか、何がどのように問題なのかが少なくとも明示されなければならない。

したがって、なぜに社会福祉的アプローチが必要なのか、そのアプローチはどのようなものでなければならないのか、いわばその対策としての社会福祉の存在意義や特質はどのようなものかという次の課題である、社会福祉の「本質規定」の問題に答えるものでなければならない。

(2) 「社会福祉実践論」の対象の把握と規定

1) 本論の対象の理解と規定の前提

i 社会体制における一般的特性

社会体制における対象の一般的特性は、資本主義社会の構造的必然として生み出される労働者の経済的不安定、低所得、無収入による貧困・生活困難、ならびに社会的環境条件による生活不安や生活障害である（いわゆる都市化・人口集中による社会的共同利用施設の不備・欠損など新しい貧困、限界集落など過疎地問題を含む）。

社会福祉の対象とは、一般的に労働者の「生活問題」といわれる社会的事象について、その実質具体的な内容を示す「生活の物質的条件の欠乏状態」と、それに規定されて派生する「生活主体の社会的条件の欠損状態」を統合的に把握される、社会的救済の必要な貧困・生活困難の状態を意味する。

ii 社会体制における個別的特性

一般的特性である「生活の物質的条件の欠乏状態」と「生活主体の社会的条件の欠損状態」は、経済的欠乏にあわせて家族・親族、友人・知人、その他職場・学校・近隣などの諸社会関係が委縮・断絶・喪失・崩壊の過程をとめない、社会的圧力、社会・人間関係の緊張・対立・軋轢・抑圧などによる適応・順応不能となる。そして、さらにそこからの逃避、脱落による社会的孤立、格差・差別の強化により社会と人間不信が深まり、虚無感・猜疑心、厭世観、自己否定へとつながる。

この過程は、経済的困窮のみならず、心身のハンディキャップ（老人、心身障害者、母子、寡婦、傷病など）の反映としても、生活関係・社会関係の孤立化・断絶化・喪失・崩壊が関係的・派生的に生じる（小野 2005: 100）。

2) 本論における対象理解の視点と方法

本論における対象規定は、個別社会科学による対象規定とその問題点の克服（二元論の克服）にこたえる視点と方法であることが求められる。つまり、社会科学が分化発展してきた個別科学である「経済学」「社会学」「行動科学」の

立場と視点からのアプローチの問題点と限界，さらに「政策論」と「技術論」の二者択一の対立論や二元論を廃した，両者の統合理論にこたえうる対象規定であることを必要とする。

本論は、「政策論」と「技術論」の統合において「実践」とその下位概念である「社会的実践」を基本的キー概念としたが，社会的実践の1つである社会福祉実践の固有性・独自性を担保するためには，社会福祉が「何のために存在してきたか」「何を目的・理念とした実践なのか」についての分析理解について，社会福祉の「対象」の規定を基本として，その本質を把握することが重要と言える。とくに「生活問題」のさらなる分析理解として，「貧困・生活問題」の実質的内容は，現実社会における貧困化過程において，その経済的物質的欠乏を基礎に，多くのばあい「社会関係や文化的活動に歪みと喪失状態」を生じる。

つまり，基本的には「社会における人間」の問題であり，社会的人間の存在と生活にとって，生活主体（＝人格・人間性）への社会的困難や障害の影響こそが問題であり，その対策として，社会福祉にいたるまでの救済活動の歴史的変遷があったと言える。このような社会福祉の直接的対象としての「個人」ないし「生きた人間」，とくに「人間の崩壊」に視点をあてて規定するのが江口英一・籠山京・高野史郎の研究である（小野 1999: 152, 194-195）。

資本主義社会の労働市場において社会福祉の対象自体は，労働力評価が低位または排除されるため，不安定かつ困窮した生活を余儀なくされる。社会福祉はこれらの低所得者および要保護者を対象にして，その人間的な健康と文化的な生活を主体的に送れるように援護することが必要となる。

それはいわゆる社会的問題の1つである生活問題の本態である「生活と人格」の抑圧・喪失と崩壊状態に対して，その基本的問題である「生活基盤の整備と拡充」と「生活主体の回復と発展」を統合的に認識・把握した上で，社会的に解決・援護する，いわば個人と社会の民主的変革・発展に寄与するのが社会福祉実践と言える。

同時にそれは、資本主義社会の基底にある根深い貧困者差別と偏見の思想に対する長い意識的取り組みを必要とする課題であり、戦後民主主義社会の核心である平和・自由とともに民主主義の実現に向けた社会福祉領域からの創造的な社会的実践である。

3) 本論における対象の把握・規定とその特徴

本論では、社会科学的立場から江口・籠山・高野の研究成果を引き継いで、社会構造的に把握される対象の客観的・相対的な対象規定を前提に、「実践」の本来的意義に立ち返って、「生活基盤と生活関係の不安定・喪失・崩壊」状態の個人・家族を対象として規定する。とくに従来「本質論争」や「技術論」の批判と問題点、ならびに筆者がこれまでに取り組んできた公的扶助研究運動をつうじて、「政策・制度論」のみの福祉行政職（公平性と適格性を目的とした官僚主義）の生活保護制度の運用の問題点などをふまえて、生活困窮者に対して「政策・制度論」に「生きた人間」を視点にあてた対象規定の必要性を強調した。

つまり、経済的・環境的な貧困・生活困難が「生活主体・人格」に与える影響に対して、「生活の苦悩に寄りそう」援助である歴史的伝統の慈善的精神や「ソーシャルワーク＝技術論」を再評価して、適正に位置づけるのが本論の特徴である。所詮は人間と社会の問題であり、「人間はパンのみで生きるにあらず」のとおり、対象である人間の物理的（経済的・環境的）問題を基本としながらも、人間の生存と生活の原点である人間性・人格の尊厳にかかわる問題である。

したがってここで確認すべき問題点は、貧困や生活困難・障害によって人格の尊厳を喪失し、基本的人権が侵害された人々に対して、日常的対人関係をつうじて「寄り添い」「苦悩を分かち合う」心理・精神的サポート＝援護的实践、当面する生活課題の解決に向けて共同的に取り組む社会福祉実践が重要であるということである。ただし先進資本主義社会では個人や家族を問わず、生活の

物理的・環境的な課題解決を基礎としながら、本来的に享受すべき心身の健康と文化的な生活をとり戻すためこの心理・精神的サポートを、社会福祉の専門職が担ってきている。

この「苦悩を分かち合い、寄り添う」という社会福祉の援護的实践こそは、前近代社会における慈善活動からはじまり、しかも現代の社会福祉にも底通しているはずである。しかし、わが国のばあい近代社会の明治政府以来の政策として、家父長制度の親族扶養と貧困・生活困難に対する家族・親族の自助・自己責任、あるいは地域共同体の相互扶助を原則とした伝統的精神が現代社会においても国民の間にも浸透している。その影響もあって社会福祉研究においては、正に権利としての社会福祉・社会保障を基本的前提に論議されても、慈善的精神はボランティア活動の課題として論議される以外は、いわば精神主義の強調やすり替えとして等閑視されてきたといえる。

しかし、本論では社会福祉の本質を検討するにあたって、社会科学的な視点と枠組みによる社会福祉実践論として、慈善的精神のヒューマニズムを改めて再確認し強調したが、それは正に歴史的理想的特徴として位置づけて、（とくに狭義の社会保障制度に対比した）社会福祉実践の本質（多相構造と機能）の独自・固有性の一端を示すものとした。

とくに古川孝順が社会福祉の争点の1つとした「相互扶助」と「相互支援」の問題（古川1994: 150-157）、ならびに阿部志郎の福祉の基本としての「ボランティアリズム」を受けて、「互酬を愛他主義へ普遍化させ、自律と連帯の社会に高めるステップにさせるのを、今後の方向づけとしたい。ボランティアリズムが福祉の基本だからである」（阿部 2004: 16）。

なお、この点は言うまでもなくヒューマニズムを基本とする医療・看護・リハビリテーション、臨床心理、教育などの社会的実践に共有した理念であり、決して社会福祉が独占した特質ではない。

3 社会福祉実践の構造と機能の意義・特徴

——社会福祉実践のパラダイム

本章では、「社会的実践」の1つとしての社会福祉実践について、第1章の研究の視点と方法をもとにその内部構造と機能を解明する。そのばあい社会福祉と称する社会的現象・事実である社会福祉の対象、社会福祉制度・政策、ソーシャルワーク、社会福祉運動および市民ボランティアなどを「社会福祉実践」と呼び、社会福祉実践の全体像を多相構造と機能から総体的包括的に把握し、個別実践の相互関係から多角的統合的に理論化する。

(1) 社会福祉と称する社会的現象・事実

社会福祉と称する社会的現象・事実には、社会福祉の対象、社会福祉制度・政策、ソーシャルワーク、社会福祉運動ならびに市民ボランティアなどがある(図1)。本論は、個別社会科学による多様な「福祉論」を避けて、「政策論」と「技術論」の統合理論を合理的に確立するために、社会科学の原点に立ち返り、これら社会福祉と称する社会的現象・事実をトータルに認識・把握する。ここではまず社会福祉と称する社会的現象・事実の内容を簡単に要点のみ述べておくことにしたい。

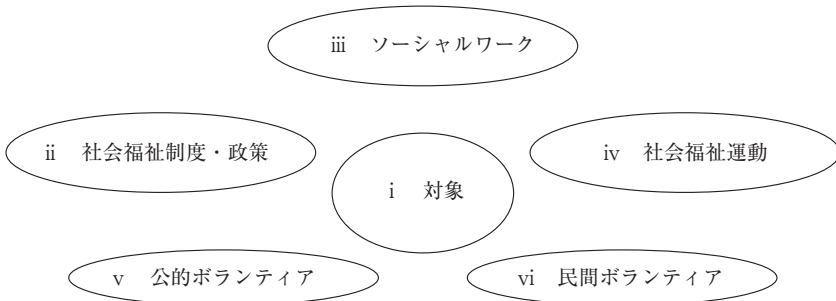


図1 社会福祉と称する社会的現象・事実

i 社会福祉の対象

社会福祉の対象は、生活問題と称される「貧困・生活諸困難」の内容や形成の過程と結果として、いわば社会的な階層移動とくに下降的移動（一般的には社会的転落と呼ばれる）の過程や結果として認められる「生活基盤と生活関係の不安定・喪失・崩壊」状態にある個人またはその家族である。

社会体制における対象の一般的特性は、資本主義社会の構造的必然として生み出される労働者の経済的不安定、低所得、無収入による貧困・生活困難、ならびに社会的環境条件による生活不安や生活障害である（いわゆる都市化・人口集中による社会的共同利用施設の不備・欠損など新しい貧困、限界集落など過疎地問題を含む）。

社会福祉の対象における一般的特性は、第2章第2節で述べたとおり、労働者の「生活問題」といわれる社会的事象について、その実質具体的な内容を示す「生活の物質的条件の欠乏状態」と、それに規定されて派生する個別的特性である「生活主体の社会的条件の欠損状態」が統合的に把握される、社会的救済の必要な貧困・生活困難の状態を意味する。

「生活の物質的条件の欠乏状態」と「生活主体の社会的条件の欠損状態」は、経済的欠乏にあわせて家族・親族、友人・知人、その他職場・学校・近隣などの諸社会関係が委縮・断絶・喪失・崩壊の過程をとめない、社会的圧力、社会・人間関係の緊張・対立・軋轢・抑圧などによる適応・順応不能となる。そして、さらにそこからの逃避、脱落による社会的孤立、格差・差別の強化により社会と人間不信が深まり、虚無感・猜疑心、厭世観、自己否定へとつながる。

この過程は、経済的困窮のみならず、心身のハンディキャップ（老人、心身障害者、母子、寡婦、傷病など）の反映としても、生活関係・社会関係の孤立化・断絶化・喪失・崩壊が関係的・派生的に生じる。

ii 社会福祉制度・政策

ここでは、上述した社会福祉の対象に向けた現行の社会福祉制度・政策にもとづく公私の社会福祉機関・施設を例示しておく。

- ① 生活困窮者の物質的、金銭的要求を社会的責任において充足するための公的扶助(生活保護事業)の分野——福祉事務所(福祉保健センター)、救護・更生・医療保護・授産・宿泊提供施設生活保護(法38条)。
- ② 低所得者の経済的、職業、授産、医療、その他の世帯の更生を図るための世帯更生資金の貸出しなど経済保護事業の分野——心配ごと相談所、生活更生相談所、セツルメント、授産施設など。
- ③ 児童のさまざまな問題を扱い、心身の健全な成長を図るための児童福祉の分野——児童館、児童相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター(相談所)、保育所、乳児院、母子生活支援施設(旧母子寮)、児童養護施設(旧養護施設)、児童自立支援施設(旧教護院)、知的障害児施設、通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児(者)通所施設、情緒障害児短期治療施設、盲・ろうあ児施設、虚弱児施設、児童家庭支援センター(児童福祉施設等に附置)、地域福祉センター、セツルメントなど。
- ④ 身体に障害のある者が適切な援護と訓練をうけ、かつ社会復帰のうえでおこる問題をとり扱う身体障害者福祉の分野——福祉事務所、身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター、同収容援護施設、同厚生施設、心身障害児(者)地域療育施設(ショートステイ等)など。
- ⑤ 知的障害者のための援護、職業など更生に関する問題をとり扱う知的障害者分野——福祉事務所、精神保健福祉センター(相談所)、知的障害者更生相談所、同更生・授産援護(通所)施設、同地域生

活援助施設（グループホーム）、知的障害者福祉ホーム、同通勤寮、同福祉工場など。

- ⑥ 心身の老齢化にともない社会的、経済的な生活上の困難をとり除き、老人の特殊な要求を充足して、有意義な生活を図ろうとする老人福祉の分野——福祉事務所、養護・特別・軽費老人ホーム、介護利用型経費老人ホーム（ケアハウス）、高齢者生活福祉センター、在宅介護支援センター、老人保健施設、老人クラブ、地域福祉センター、セツルメントなど。
- ⑦ 身体的な健康をそこなった人びとに対して十分な医療サービスがうけられるように、経済的、社会的、心理的な側面から回復を援護しようとする医療ソーシャルワークの分野——保健所、福祉事務所（福祉保健センター）、各種医療機関、医療保護施設、無料低額診療施設、結核回復者後保護施設など。
- ⑧ 精神的、心理的疾患をもつ人びとが十分な医療サービスがうけられるように、経済的、社会的、心理的な側面から援助して社会復帰を図るために働く、精神医学ソーシャルワークの分野——精神科医療機関、同診療所、保健所、精神保健福祉センター（相談所）、地域生活支援センター、生活訓練施設、授産施設、福祉ホーム、福祉工場、地域生活援護施設（グループホーム）、短期入所施設（ショートステイ）など。
- ⑨ 非行、犯罪に陥った人びとの更生をはかる更生保護事業の分野——家庭裁判所、少年院、保護観察所、少年鑑別所など。
- ⑩ 家族関係や家族生活に障害がある人びとに対して、健康で安定した生活が営めるように、援助を与えようとする家庭福祉の分野——家庭福祉（相談）機関、家庭裁判所、福祉事務所（福祉保健センター）、母子生活支援施設、児童家庭支援センターなど。（小野 2005: 58-59）

iii ソーシャルワーク

上述した公私の社会福祉機関・施設では、社会福祉の対象に向けた専門的技術的方法として一般的にソーシャルワークが用いられている。ソーシャルワークとは、貧困を典型とする社会問題を社会病理ないし社会的不適応現象と把握して、いわば個々人の人格的弱さや障害により社会適応に困難が生ずるため、主に人間行動科学の成果にもとづいてその人格の強化と社会環境の調整を行い、社会への適応力を高めると同時に人格の発展を図る専門的技術的方法として要約的に示される。

前近代的社会の慈善的・博愛的な救済活動から、近代社会における合理的科学的な方法・技術として、主にアメリカで発展したソーシャルワーク＝(社会福祉の専門職)の援護的实践で、その主たる体系的な方法・技術としては①ケースワーク、②グループワーク、③コミュニティ・オーガニゼーションの3つの固有の方法に加えて次の方法をも指している。つまり④社会福祉施設運営法(ソーシャルウェルフェア・アドミニストレーション)、⑤社会福祉調査法(ソーシャルワーク・リサーチ)、⑥社会福祉従事者運動(ソーシャルアクション)など、他の領域で用いられてきた方法を応用して6つの体系をもって構想されてきた。

なお、最近のわが国では③についてはコミュニティワークと表現し、さらに①②については直接援助(技術)法、③④⑤⑥の従来分類に⑦社会福祉計画法を加えて、間接援助(技術)法と大別して呼ぶことが多い。

iv 社会福祉運動

「社会福祉運動は、社会問題の体现者である勤労国民諸階層の生活と権利保障を求める諸運動の総称としての社会運動の一構成部分をなすものといえるが、その固有性は社会福祉の制度・政策などに対する改善・変革要求を含むところにある」(加藤 2006: 236)。

社会福祉運動は、従来から3つのタイプとして①当事者福祉運動、②福祉専

門職運動、③市民福祉運動がある。

社会福祉運動は、「要望・意見」のレベルから「裁判・闘争」のレベルまであり、方法としては ①国・地方議会への陳情・請願、②署名運動、③直接行動としての集会と街頭デモンストレーションなどがある。

v 公的ボランティア

公的ボランティアは、公的委嘱の民生委員・児童委員、保護司などである。

民生委員・児童委員は、「地方自治体における社会福祉行政事務の執行に協力する非常勤の委員として民生委員法（1948年、法律198号）で定められている。生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、売春防止法では民生委員として、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法では児童福祉法にいう児童委員に当てられた者として市町村長等に協力する」、民生委員法は、その第1条において「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」としている。職務は、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握する、要援助者がその能力に応じた日常生活が営めるよう相談に乗る、要援助者に必要な情報を提供する、社会福祉を目的とする事業を経営する者などと連携を密にする、福祉事務所などに協力する等である」（小川 2006: 505）。

最近では都市化・人口集中化、地域共同体の崩壊・生活様式の変化、対象の問題の多様化・複雑化などの影響により、女性の民生委員の増加は認められたものの受託候補者の減少がいちじるしい。

保護司は、「保護観察所に協力して、保護観察や環境調整の実施および地域社会での犯罪予防活動を推進する民間ボランティア」である。「業務の遂行上では非常勤の国家公務員とみなされる。保護観察と環境調整の実施にあたっては、民間性・地域性を生かし『保護観察官の十分でないところを補う』とされているが、保護観察官の絶対数不足のなかで保護観察業務の第一線を担ってい

る」(木村 2006: 483)。

vi 民間ボランティア

民間ボランティアとは、「自分自身の意志で、主体的に社会における様々な問題に対処し、問題の緩和・軽減・解決にむけて活動すること、または活動する人」であり(藤松 2006: 493)、「ボランティア活動を担う人々は、戦前のセツルメント運動にみられるように当初は学生・青年を中心としていたが、今日では主婦層から高齢者まで広範な階層に広がり、活動領域も福祉のみならず、交際交流や生涯学習にまで拡大してきている。とりわけ阪神・淡路大震災時のボランティア活動は、わが国のボランティア活動のあり方を再考する大きなインパクトを与えた。新たな公を創るものとしてボランティア活動は重要な意義をもっている」(津止 2006: 493)。

(2) 社会福祉実践の多相構造と機能のパラダイム

1) 社会福祉実践の内在的原理 —— 現実対応的实践と現実変革的实践

本論における「実践論」と「社会的実践」を基本的キー概念とした「政策論」と「技術論」の統合論は、「実践」の内在的原理である「適応」と「改革」の視点に立っている。その意味で社会福祉と称する社会福祉実践における対象に対する個別的实践は、いずれの实践も「現状対応的实践」と「現状変革的实践」の視点と方法の統合的原理を内在している。

i 現状対応的实践

「生活基盤と生活関係の不安定・喪失・崩壊」状態にある個人・家族に対して、既存の社会資源を最大限に活用して現実的、具体的に解決・援護にあたるばあいの実践を指している。

言うまでもなくこの実践は、伝統的な慈善事業においても認められたが、資

本主義社会の生産主義や効率主義の優先から、社会福祉制度・サービス施策や社会的共同利用施設の整備状況は消極的で不完全・不十分なために、つねに最大限の活用に徹する必要がある。

このばあいとくに留意すべき点として、活用すべき当該機関の機能やサービスが依拠する法・制度、サービス施設の種類・内容は果たして身近な限界なのかどうか、とくにマンネリズムによる施設運営や官僚主義的運用に陥っていないか、なお制度的ないし運営上の余地がないかどうかについて十分に働きかけ調査・検討する必要がある。

ii 現状変革的实践

「生活基盤と生活関係の不安定・喪失・崩壊」状態にある個人・家族への対策には、現実に“制度化されたもの”と“制度化されていないもの”，さらに“制度化されているが不完全・不十分なもの”があるため、現実・具体的なサービス援護における社会資源の活用にあたっては、それぞれの問題点や矛盾点をチェック・解明して、その記録を整備することによって社会資源の改善運動に備える必要がある。

このばあい前述したとおり、社会福祉の対象である個人や家族の状態理解、機会とタイミングに適宜に応じた問題意識や行動の変容など、いわゆる生活主体の形成にかかわる援護の側面は、同様に親族・近隣者・学校などの関係者を含め、社会資源としての関係機関・施設の担当者や専門家に対しても直接・間接を問わず啓蒙的な働きかけを行う必要がある。

それらは従来から言われる関係機関・施設やサービス施策を紹介・送致し、活用・動員するだけでなく、対象の個別的条件に即してその機関・施設やサービス施策などの機能を最大限に発揮し、効果的に活用できるように関係機関・施設の担当者や専門家に積極的・意図的に働きかけるところに意義と特徴がある。

2) 社会福祉実践構造の枠組み —— 中核的实践と補完的实践

ここでは、社会福祉実践の全体構造を明らかにするため、個別の実践にその特性を表現する「別称」を与えて規定し、それらの別称から社会福祉実践構造における中核的实践と補完的实践を明らかにする。

i 社会福祉の対象 = 生存的生活主体的实践

社会福祉の対象である「生活基盤と生活関係の不安定・喪失・崩壊」状態にある個人と家族が、人間として生まれ、唯一個人の人生を主体性のある生き方、生き甲斐のある生活を送りたいと願う人間として、自分自身の願いを実現しつつ生きていくことを意味している。そのため、ここでは「生存的生活主体的实践」と称することにした。

ii 社会福祉制度・政策 = 制度的基盤的实践

社会福祉制度・政策は、近代社会における社会福祉の成立条件 = 慈善事業から社会事業・社会福祉へ歴史的に移行し登場した、社会的対策としての政策・制度的対応 = 法的保障・権利性一人権尊重・養護、民主化の実現・推進であり、資本主義社会の労働問題対策としての「社会政策」とのかかわりで成立した。

近代的法治国家に対応した法・制度としての憲法25条、生存権の具体的保障としての生活保護法やその他の福祉6法などであり、国民の人間の生存と生活を公平・平等に権利保障する、社会的・国家的責任において恒常的・安定的に実現確保すべき社会福祉実践の基本的基礎的条件を意味する。そのため、ここでは「制度的基盤的实践」と称することにした。

iii ソーシャルワーク = 基幹的援護的实践

ソーシャルワークは、第1に制度的基盤的实践である社会福祉制度・政策の運用実施の側面を担う实践であり、社会福祉の対象である個人・家族の権利保

障を具体化・実体化するための民主的な運用手続きの側面の援護的福祉サービスを意味している。

第2には間接的対応として、社会福祉の対象である「生活基盤と生活関係の不安定・喪失・崩壊」についての科学的認識にもとづく応用科学の活用により、対人サービスの合理的・効果的な方法・技術の適用を含めて、科学的・専門的な機能的特性を意味している。

第3には直接的対応として、社会福祉の対象である「生活基盤と生活関係の不安定・喪失・崩壊」の人間性・人格への影響に対する保護・回復・発達に向けた、独自の役割・機能として「生活主体の保護・形成」の合理的・科学的な援護の実践を意味する。そのため、ここでは「基幹的援護の実践」と称することにした。

iv 社会福祉運動＝政策要求的実践

社会福祉運動は、社会福祉の対象である「生活基盤と生活関係の不安定・喪失・崩壊」状態にある個人・家族の生活や問題解決に必要な制度・施策の整備に向けた要求であり、政策主体に対して政策を要求する運動の意味である。社会福祉運動には、権利主体者（＝当事者）運動、住民（市民）福祉運動、専門職・関係職運動が含まれる。そのため、ここでは「政策要求的運動」と称することにした。

v 公的ボランティア＝制度補完的实践

公的委嘱の民生委員・児童委員、保護司などの公的ボランティアは、歴史的にも制度・専門職を補完する重要な役割を果たしてきた。そのため、制度的基盤の実践や基幹的援護の実践を補う位置と意義を有する意味で、「制度補完的实践」と称することにした。

vi 民間ボランティア＝市民的補完的实践

民間ボランティアは、地域社会の住民の個人的または組織的ボランティア、スラムなど特定地域の問題や対象に対する自主的活動である。住民活動として政策・制度化の以前から存在して、歴史的に慈善活動の組織化や友愛訪問からケースワークに発展するなど、専門職発展の前身であり歴史的存在といえる。そのため、制度的基盤的实践や基幹的援護的实践を補う位置と意義を有する意味で、「市民的補完的实践」と称することにした。

生存的生活主体的实践における人間の主体性の回復・形成において、制度的基盤的实践（社会福祉制度・政策）・基幹的援護的实践（ソーシャルワーク）・政策要求的实践（社会福祉運動）は中核的实践として機能し、制度補完的实践（公的ボランティア）・市民的補完的实践（民間ボランティア）は補完的实践として機能する。

3) 社会福祉实践における個別实践の位置と特性

ここでは、社会福祉实践の内在的原理である「現状対応的实践」と「現状変革的实践」の統合的理解にひきつけて、社会福祉实践における個別的实践の位置と性格を明確化し、社会福祉实践の全体像をより立体的に明示する（図2）。

i 生存的生活主体的实践（社会福祉の対象）

「生活基盤と生活関係の不安定・喪失・崩壊」状態にある個人・家族は①制度的基盤的实践（社会福祉制度・政策）の直接的利用者、すなわち制度的基盤的实践における公私の社会福祉機関・施設によるサービスの受け手であり、②公私の社会福祉機関・施設における基幹的援護的实践による継続的伴走者的なサポートの受け手であり、③政策要求的实践（社会福祉運動）における「当事者運動」への参加者・主体者である。

ii 制度的基盤的实践 (社会福祉制度・政策)

政策主体による制度的基盤的实践 (社会福祉制度・政策) は, 社会福祉の対象が抱える問題解決の公的対策である各種の制度・施策 (施設・サービス) として基本的意義と役割を持ち, 同時にそれは一定の恒常性・安定的かつ画一的・平均的である。

制度的基盤的实践 (社会福祉制度・政策) は, 財政的裏づけにより最低限度であるが継続的・安定的に確保され, 社会福祉の対象における受益者としての権利保障と同時に, その対象の問題解決・援護的实践に不可欠な基礎的条件となる。

現実の対象に対する生活実態と要求に対応した援護サービスであるが, それは官僚的行政としての制度・施策の公平・適格な運用を主眼とした, 対象の個

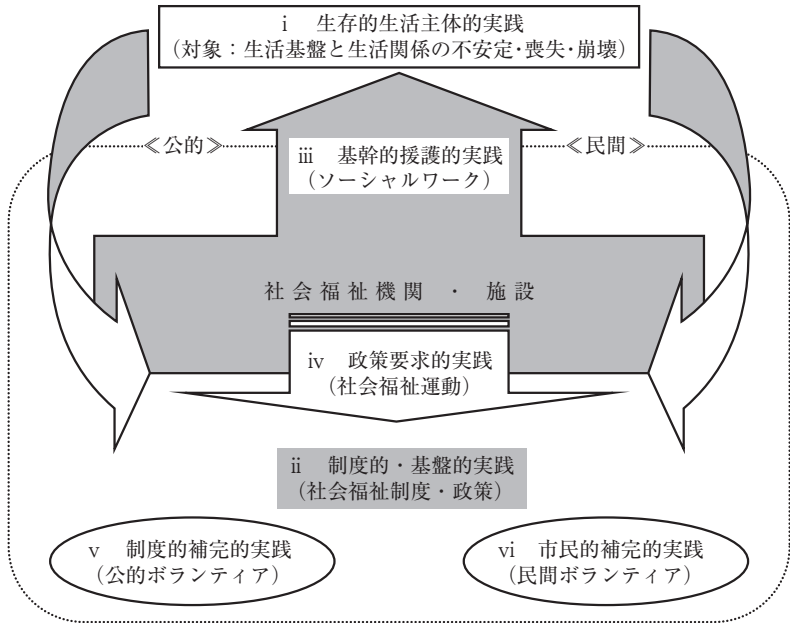


図2 多相的实践における構造と機能のパラダイム

別の状態と要求を軽視した非専門的な行政的対応といえる。

社会福祉制度・政策にもとづく社会福祉機関・施設には公的領域と民間領域があり、公的領域の福祉機関である福祉事務所などは、非専門的な行政対応と個別的要求を軽視する傾向がある。

一方、民間領域の福祉機関・施設には社会福祉法人、国の委託事業としての社会福祉協議会、その他NPO法人（非営利組織）があるが、福祉機関・施設は補助金によって運営されており、当該機関・施設の財政的、人間的な制約からの制限、社会資源の管理・運営規定からの官僚的硬直性や抑制的傾向にある。

iii 基幹的援護的实践（ソーシャルワーク）

制度的基盤的实践における公私の社会福祉機関・施設に配置されている社会福祉専門職による援護的活動であり、社会福祉の対象が抱える問題・生活要求を解明・調査して、社会福祉制度・政策その他必要な社会資源の有効活用と、社会福祉の対象である個人・家族の問題理解や生活理念に受容的・継続的に対応しながら、生活の主体性や自己決定力の回復・発展に向けて、同伴者の共同作業に取り組む教育的・援護的实践を提供する。

ここでは本論の目的に対応して、専門職としてのソーシャルワーカーが対象者に対する援護的意義と機能に視点をあて、その特性について検討する。

改良主義の立場のように、貧困・生活困難者の社会適応を援護することに重点をおくのではなく、対象者自身が自己の当面する問題の要因と対策について理解し、生活基盤と主体性の回復・発展に自主的に取り組む、いわば生活条件や環境の改善・整備にあわせて、自己変革にあたる過程に重点をおいた共同的实践を意味する。

【個人・家族に対して】

対象者と共に解明された生活要求に対応した制度・施策、関係機関・施設、その他社会資源の活用と連携を中心に、個人と家族の日常生活に即して継続

的な援護的实践を提供する。同時にその援護的实践の過程で調査・解明される公的制度・施策, 関係機関や社会資源の不備・欠陥, さらに改善・整備すべき問題点を解明, 記録して, 政策要求や整備・拡充の資料提供や改善要求運動に資することが重要である。

【関係機関・施設, 関連の社会資源に対して】

関係制度・施策, 関連機関・施設, その他社会資源の多くは, その法・制度的規定の不備・欠陥はもとより, 当該機関・施設の財政的, 人間的な制約や限界, 社会資源の管理・運用規定の官僚的硬直性や抑制的傾向などが認められる。しかも, それらは組織自体の自己保身ないし都合に応じた, いわば過度の制約や限界のばあいもしばしば認められるため, それぞれが本来の目的や機能に立ち返って住民サービスを提供し, 連携できるような積極的な改善とマネジメントが期待される。

iv 政策要求的実践 (社会福祉運動)

政策要求的実践では, 権利主体者 (= 当事者) 運動, 住民 (市民) 福祉運動, 専門職・関連職運動など, これらの相互連携や統一的総合的運動が重要で有効である。とくに権利者 (= 当事者) の政策要求的実践への取り組みは, 権利主体者としての自立性・自主性の確立と発展において重要かつ有意義である。

上述の社会福祉運動の他に, 専門職は日常活動をつうじて調査・解明される制度の不備・欠陥, 新たに必要な制度・施策を資料化し, 上部機関への改善意見として提案し, さらに福祉運動の具体的要求事項を提示するなど, 独自の役割行動が期待される。

政策要求的実践は上手いいかないこともあるが, むしろ社会福祉運動のために問題を共有し, 団結し, 共感し合い, 自分たちの果たすべき責任を自覚することができるという大きな意味を持つ。そのため上手いいかない場合でも離れ離れになることなく, 団結することが重要になる。

v 制度的補完的实践（公的ボランティア）

制度的補完的实践は、社会福祉の対象である個人・家族の抱える問題の解決援護において、基幹的援護的实践の上で協力・活用できる社会資源として位置づけられる。ただしこのばあいに留意すべき点として、社会福祉の対象である個人・家族との私的関係あるいは利害関係が介在することがあるため、当然ながらその活用にあたっては対象者の理解と承認をうる必要がある。この点は下記の市民的補完的实践のばあいも同じである。

vi 市民的補完的实践（民間ボランティア）

市民的補完的实践の特性は自主的・自発的实践で、個人・団体に限らず自発的・自由性、先駆的・開拓性、即自的・応急性、自治的・短期的・一時的・抵抗性である。制度的基盤的实践の现实化は市民の対策要求・政策要求運動からはじまり、政策主体との力関係が反映・影響する。

4) 個别的实践の機能的相補関係

多相的实践におけるそれぞれの個别的实践は、「現状対応的实践」と「現状変革的实践」を内在させながら互いに補完し合い、そのなかで自らの持つ機能を確認しながら、社会福祉の対象における生活の再建を基礎とした人間の主体性の回復・形成を目指すこととなる。

i 生存的生活主体的实践と中核的实践・補完的实践

経済的・社会的ならびに環境的な生活困難・障害を抱える対象には、基幹的援護的实践をつうじた、社会福祉機関・施設（制度的基盤的实践）の活用と市民の協力（制度的補完的实践・市民的補完的实践）を動員した日常的な伴走者としての援護、ならびに政策要求運動を含む社会的共同的な援護（政策要求的实践）が基本的に必要で重要といえる。

それによって対象者は、憲法で生存権が保障された主権者・権利主体である市民として、生存する生活主体者であることに気づき自覚を深めるといふ、いわば生きる視点・社会認識、価値観の逆転により自己変革が可能となる。

これは社会福祉の対象が公的援護を中心に専門職員、住民の共同的・連帯的援護により、自らの問題を認識・把握し直すことにより、市民的生活者として主体性を回復し権利主体に転換しうる可能性を示している。

すなわち単なる被保護者・被援護者でなく、長期にわたる共同的・社会的な伴走者として日常的に寄り添う基幹的援護的实践をつうじて、「科学的・合理的知識と正しい判断と行動の選択ができる“生活力”を身につける」ことができる。

さらに、対象における自己認識の変化＝自己変革が可能となる。国民としての主権者、市民的権利者、人間の尊厳ある生活主体者であるという認識・自覚を深め、自己肯定的な自尊心、主体性、自律性など価値観の転倒が生じて、生活意欲と目標を持ちながら生き甲斐を実感し自信となって、いわば貧困や生活困難・障害、社会的差別・偏見を根本的にとらえ返し、自らの援護的「対象」について規定し返すという自己変革が可能となる。

ii 制度的基盤的实践と基幹的援護的实践

制度的基盤的实践は「基盤的条件」として欠かせないが、「基幹的实践」である「援護的实践」により一層政策目的が果たせる。

「制度的基盤的实践」のみでは貧困・生活困難に当面する個人と家族の問題は解決しないこと、とくに経済的物質的な給付ないし貸与を中心の制度的対応は単なる行政一般の原則とされる「平等と適格性」が要求されても、個別的な生活要求や実態はもとより、人間性にかかわる「生存と生活問題」であっても、個別的事実や条件は一般的に排除されることになる。

基幹的援護的实践では、対象の当面する問題解決について、社会的・援護的な対人サービスの継続的受託の承認、ならびに専門的關係に関する説明と次の

主要点の理解をえることとなる。

- 社会的に生起される貧困・生活困難，心身の傷病・障害，老化による経済的・環境的な生活困難・障害の理解（＝非自助・自立的個人的責任の問題ではないこと）
- 政策主体・行政の役割と制度および運用の特質・問題点の理解
- 社会的制度・施策，社会資源の（生存権としての）活用の意義と留意点の理解

さらに対象が抱える問題の構造的理解，その対策援護の計画・方針，活用すべき社会資源などについても，関係機関・関係者自身が十分に理解し行動できるように，継続的な信頼関係とサポートにより積極的・主体的な取り組みができるよう配慮する必要がある。

ただし関係機関・関係者であっても，とくに対象の抱える問題とは何か，社会福祉やソーシャルワークの意義・役割は何か，サービス提供機関の意義・役割および連携やネットワークなどについて，より本質的理解を深め社会的役割を自覚した行動が可能ないように，具体的な連携・協働の援護活動をとおして啓蒙的働きかけを行うことが重要になる。

そして，制度的基盤的实践の持っている機能が十分に発揮されているかどうかを監視し，行政・民間機関，施設の財源的制約，職員の抑制的運用など官僚的制約や抑制的自己規制が認められるばあいには，本来的な機能やその最大限利用の可能性を追求するなどのマネジメント（コーディネートではない）を行う。

iii 制度的基盤的实践・基幹的援護的实践と政策要求的实践

資本主義社会において，支配階級ないし政策主体にとっては，社会福祉の対象それ自体の「労働力」評価は低位にあるが，民主主義社会を維持していくた

めには、それらを見做あるいは否定・排除できない存在として、最低限度の財政負担のもとに「必要経費」と認識・把握される。

そのため、貧困・生活問題についての科学的理解、知識・技術・経験を必要とする「専門職」の対応が必要となる。正しい意味の「自立・自助」は人間の成長・発展として、また個人の内在的可能性や能力の最大限の発揮・追求は人間の全的发展としてきわめて重要である。その点を前提として、行政の最小の財源・経費で最大の効果・成果をうるためにも、専門職による援護活動が極めて有効で生産的と言える。そのため、このことの周知の働きかけ・運動、ならびに制度的基盤的实践が自ら持つ本来の機能が発揮されない背景に対しての運動を起こすことが重要となる。基幹的援護的实践の機能が発揮されていないばあい、問題を自覚させ、普段の活動を資料化して改善のための運動につなげる。

福祉実践の多相的構造と機能によって対象、ワーカー、行政の意識と行動が相互作用しあって、対象の問題の対策に必要な政策・制度・施策の改変・整備が図られる。資本主義の経済社会的機構により、労働者は訓練され、結合され、組織されて、反抗・運動し鍛えられ循環的に相互影響して成長する。

4 社会福祉実践論の本質規定の意義と特質

本章では、社会福祉と称する社会的現象・事実の構造と機能の総合的統一的把握（第3章）を踏まえ、科学的社会主義の立場から社会的実践としての社会福祉実践の本質を解説する。そのばあい、改良主義「ソーシャルワーク論」や単一科学による「政策論」の立場の「本質論」との相違点や限界を指摘し、その上で社会福祉実践論の「本質」の規定を解説する。

(1) 本質の把握と規定の視点・方法の特質

1) 従来の研究における本質規定の特質と問題点

技術論および社会学的機能論的立場における「社会関係とその調整」、すなわち資本主義社会の経済構造に規定された人間関係の調整は、正に適応理論としてのソーシャルワーク論であり、閉鎖的で発展的な出口のない適応理論にならざるをえない。一方それは、政策論・制度論的立場の代表である孝橋についても同じことが言え、社会事業における社会政策の位置と機能は前方閉鎖的である。

孝橋は、マルクス経済学の立場から大河内理論を批判的に継承して、社会福祉の本質を「福祉政策」に求めたが、その「福祉方法論」はその表現を異にしてもほとんどソーシャルワーク論と重なる内容で、「運動論」は本質に反すると別建てに運動論を位置づけた後にその意義を論じている。これは孝橋に弁証法的認識が欠落していることによるが、福祉政策のみに収斂させた福祉論としての限界であり問題点と言える。

政策論や運動論のように一面のみを重視・強調した「本質」の理解・把握(孝橋、一番ヶ瀬・真田・高島)では「政策・制度論(的体系)」と「方法・技術論(的体系)」の両体系の一元的な「統合理論」や「理論と実践の統合」が不十分で、合理的な実践の指針としては「社会福祉実践論」により可能と言える。

一番ヶ瀬は、社会保障などの諸施策にくらべての社会福祉の特徴を、個別的对面集団における機能的・方法的な差異(専門職による対人サービス)に見出しているが、その理論的解明とくに生活問題の分析が不十分で、類似の対人サービスとの機能的特徴の把握にとどまっている。

真田の労働論・運動論重視の「三元構造」把握は、社会福祉の本質論を意味していないだけでなく、福祉労働に偏重のためか上述の二体系の統合論とも言えない。

このように政策を重視する立場は、一見して科学的合理的な「政策批判の学」（一番ヶ瀬）といった本質把握の理論を受け入れやすい。しかし、そのなかで「労働問題」対策の「社会政策」に依拠した、または引き入れた立論構成のため現実の実践（＝技術）を軽視した、偏向した理論となっている。

同時に労働問題では、せいぜい対策の一部としての労働三法、労基法、職安法などの制度論にとどまって、人間的援助活動としての対人サービスに介入していない。むしろ、生活問題の対策としての「社会福祉実践」を支える「労働問題」対策としての「社会政策」こそを、その基底から前提的条件として拡充することが本来的には期待される場所である（資本の論理からの必然性を認めたとしても、孝橋の「補充性」「目的合理性」が転倒した理論と言えないこともない）。

「社会福祉実践」をふまえた多相構造の把握こそが「医療・教育実践」とともに、人間を対象とした人間的な専門的な社会的実践としての援護活動と言える。「社会福祉実践」としてのトータルな実践の理解・把握、ならびに専門的なアプローチの意義・必然性についての説明などの点で、一番ヶ瀬をはじめ真田理論には社会保障との差異性ないし社会福祉の独自固有性が曖昧で不十分と言える。

2) 社会福祉実践の本質規定の視点と特質

上述した孝橋の「政策論」や一番ヶ瀬などの「運動論」は、社会福祉の構成要素として重要な位置と意義を占めるものであるが、そのみに収斂して社会福祉の「本質論」が把握されるものではない。

筆者は何より歴史的社会的現象・事実としての「社会福祉実践」について、従来研究成果を引き継いで「対象規定」し、これまでの「生活問題」を「貧困・生活困難」と把握して、それが人間にとって何ゆえに問題なのか、つまり社会福祉活動なり実践の存在意義ないし理由を検討することにした。その上で

本来的な「社会的実践」という社会的現象を俯瞰し、全体像をトータルに把握・検討して「社会福祉の本質」を求める必要があり、その意味で社会福祉実践をめぐる構造と機能の解明こそ「社会福祉実践論」ないし「社会福祉学」の成立要件であると思う。

歴史的实践として客観的・具体的に認められる「社会福祉実践」という、社会的現象・事実から出発することが「社会科学的」研究であり、社会福祉の名によって営まれている社会福祉の対象、社会福祉制度・政策、ソーシャルワーク、社会福祉運動ならびに市民ボランティアなどの多相構造と相互関係についてトータルに把握し分析した。このばあい、単純とみえる社会的現象・事実に「この本質」を求めること、つまり歴史的・通時的に存在する事実としての社会的実践（＝人びとの生存と生活を地域共同体として守り、発展させる人間的活動）に内在する、「物事の本体・本質」を見出す基本的視点や作業を課題とした。

具体的には、「共同体的相互扶助活動」から「慈善・博愛的救済活動」を経て、近代社会における国の責任としての社会問題対策、すなわち社会福祉制度・政策により平等かつ恒常的に労働者の生活権を認め、科学的合理的に社会福祉専門職のサービスとして保障するにいたったその歴史的普遍的な社会的実践が、人間にとってどのような実践であり、何のための実践か、つまり社会福祉実践の対象・構造・機能の分析を中心に、その「本質と意義」の解明を課題とした。

3) 科学的規定としての実践要件からの検討について

自然科学である物理学、生物学、化学など個別研究においても、研究者個人のみならず科学的成果の応用については、国際的にも国内的にもその社会的影響や責任について考慮すべきである。自然的宇宙の問題に対する責任、ましてや個別科学の枠内のみに「たこつぼ化」できない時代的要請、個別化の弊害と問題から「総合化・統合化」の視点と方法の意義と重要性があり、「二元論・多元論」を超えた統合化論の必要性がある。科学の個別的発展と科学方法論は

別問題であり、科学者・研究機関、科学的研究の倫理（確立）問題がある。

三塚武男は、社会的実践の3つの要件として①特定の社会的な構造と性格をもった実践主体による、②目的意識的な活動であり、a)特定の目的と課題（認識）と、b)それを実現するための合理的な方法・手段の体系を持っており、③つねに集団的・組織的な取り組みをあげている（三塚 1982: 66）。

そのため、対象に求められる対応の在り方＝対策としての実践の在り方は、これらの要件に関連してすでにある社会問題の1つの対策としての社会福祉を、人間性ないし人間存在にかかわる実践として、社会科学的理解を基礎にした目的意識的な活動として、対象課題とそこで要請される対応の在り方などを中心に具体的に検討する必要がある。

ここで実践の一般的かつ本質規定に関連した原則を確認すれば、次のようになる。「階級社会における社会的実践のうちで階級闘争が最も重要な位置をしめて、歴史の発展に決定的役割をしめること、ならびに人間は実践により対象の認識をふかめ発展させ、また認識の正しさを検証すること、したがって科学的理論は実践から生まれ、発展させられ科学的理論が実践を導き、その目的を達成する」（小野 1997: 44）。

（2） 本論における本質規定の意義と特徴

1) 本質の規定と意義

社会福祉実践における個別の実践の意義と機能ならびに相互の位置づけと関係は、社会科学の原点とする「実践論の適応と変革」の視点と枠組みを基本的な前提として、次のような「社会福祉実践」の機能と理念として確定される。

つまり「個人と社会の民主化」の理念のもと、対象の「生活基盤の整備と拡充」を基本に、「生活主体の再建と発展」と相補関連性を維持しながら、総合的統合的な「社会福祉実践」として意義と特徴を有するものである。このばあいの社会福祉実践は、「人間的な可能性ないし人間性の全面的開花」という人

類普遍の理念にむけた、次代の社会体制に結合した過渡期の社会的実践の1つとしての位置と特徴を有している。

2) 本質の規定と特質

社会福祉における実践の特質は、その固有の対象と独自の領域において示されるが、それは基本的には資本主義社会における貧困化による労働者階級が担う社会問題対策として、同時にそれは主体的・自律的な自己実現に向けた、労働者の権利としての生存権と発達権を保障する社会的実践といえる。具体的現象である、個人や家族の物質的生活基盤の不安定と喪失による社会関係の障害に対して、その保護・回復・発展を「生活の社会化」と「生活主体の形成」から統一的に保障するために、主に社会福祉・社会保障制度を中心に多様な社会資源の活用と開発・整備をとおして、具体的、現実的に援護・保障するための一定の科学的方法に基づいた専門的な実践である。

このような社会福祉の対象の分析理解に立った「本質」の理解・把握は、社会福祉が単なる「生活問題」の対策としての社会福祉ではなく、生活問題と称される「貧困・生活諸困難」の内容や形成の過程と結果として、いわば社会的な階層移動とくに下降的移動（一般的には社会的転落と呼ばれる）の過程や結果として認められる「生活と人間の崩壊」が問題なのである。それは客観的事実としての“人間の生存と生活”の問題であり、同時に“人間の存在と人間性の発達”にかかわる、正に人間の実存的意義である「人間の実践」の本質に結合した、歴史的社会的に規定された“普遍的な課題であり理念”と理解し位置づけられる実践である。

(3) 社会福祉実践（論）の意義と定義

第2節第1項において「社会福祉実践」の機能と理念は、「個人と社会の民主化」の理念のもと、対象の「生活基盤の整備と拡充」を基本に、「生活主体の再建

と発展」と相補連関性を維持しながら、総合的統合的な「社会福祉実践」として意義と特徴を有するものであることを示した。このばあいの社会福祉実践は、「人間的な可能性ないし人間性の全面的開花」という人類普遍の理念に向けた、次代の社会体制に結合した過渡期の社会的実践の1つとして位置と特徴を有していることを確認した。

そのうえで社会福祉とは、「生活基盤の整備・拡充」を前提的・基本的に確保するため、社会資源や文化的資源の活用をとおした「生活主体の回復・発展」を同時的・包括的な視点から援護する社会的専門的な対人的援護活動であり、いわば個人と社会の民主化に向けた「生活と人格」の統合的発展に対する、社会的実践の1つであり社会保障の一環である「社会福祉実践」として確定できる。

なお、このような実践の意義と規定が、科学的社会主義の立場から統合論のフレームワークを求めたからといって、ただちに社会主義理論や運動論であると誤解すべきではない。統合論を踏まえた社会福祉論であり、社会主義社会やその運動に結合する可能性を持つ理論であるとは言えることを最後に確認しておきたい（本稿は厳密に言えば未定稿である。「付記」を参照いただきたい）。

注

- (1) 社会福祉本質論争の内容は、小野（2005: 85-89, 95）を参照のこと。
- (2) 社会福祉とは何かの本質論をめぐる理論的課題の研究は、すでに第2次世界大戦中の大河内一男、天達忠雄などによる「社会事業論争」があり、戦後に導入され広く支持されたソーシャルワーク論（竹内愛二の「専門社会事業論」）を批判した、科学的社会主義の経済学の立場の孝橋正一を中心に、「社会福祉本質論争」（仲村・岸論争＝公的扶助とケースワーク論争）が展開されてきた。社会学的功能主義の岡村重夫、人間行動科学の統一としての力動的統合理論（嶋田啓一郎）、一番ヶ瀬康子（経済学）、真田是（社会学）など多くの論争をともなって諸子の理論が提示された。
- (3) 栗田・古在によると、本質とは、一般にある事物の〈何〉を規定する持続的なものとして、現象と対立させられ、理性によって捉えられる事物の真の姿（本体）としての意味を持つ。この意味では、本質と現象とは相反する関係にあるが、弁証法によると、その本質と現象は対立しながらも不可分の統一にあると言われている。すなわち本質は現象の根底にあるもの、現象の客観的な法則と考えられる（栗田・古在編 1979:

221)。

- (4) 実践における「適応」と「改革」の視点と方法は、社会的実践に対応する生産的実践においても、生産手段である機械・技術・方法とその理論が①その最大限の応用による生産物の拡大・増産として、②新たな機械・技術・方法とその理論を追求し、生産性の効率化・高度化を図るなど、近代社会の工業化と経済発展、生活資源や環境条件の向上・発展に明らかである。
- (5) 従来の研究者の中で、木田敏郎は政策論と技術論を別建てにして研究する必要性を説いた(木田 1967)。また、三浦文夫は、「政策」か「技術」かという議論を避け、両者の中間にあつて政策の運営、ないし運営過程に焦点を絞って現実問題を解こうとした。その点から、古川は三浦の立場は木田の主張を受け継いだ側面があるとしている(古川 1994: 41)。
- (6) 1993年の中央社会福祉審議会の意見具申は、互酬にもとづく市民参加型サービスをボランティアに包含する方向での問題提起をしている(阿部 2004: 16)。
- (7) アインシュタイン、湯川秀樹の核開発への発言(核開発の平和利用)。

引用・参考文献

- 阿部史郎(2004)「戦後社会福祉の総括——思想史的立場からの反省と課題」日本社会福祉学会編『社会福祉学研究の50年—日本社会福祉学会の歩み』ミネルヴァ書房, 7-26。
- 井岡勉(1979)「孝橋・嶋田論争」真田是編『戦後日本社会福祉論争』法律文化社, 141-178。
- 一番ヶ瀬康子(1971)『現代社会福祉論』時潮社。
- (2004)「社会福祉研究の展開と展望」日本社会福祉学会編『社会福祉学研究の50年—日本社会福祉学会の歩み』ミネルヴァ書房, 27-39。
- 遠藤興一(2003)「日本の社会福祉論の展開」岩田正美・永岡正己・武川正吾・平岡公一編『社会福祉の原理と思想』有斐閣, 27-38。
- 小川政亮(2006)「民生委員」社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』大月書店。
- 小野哲郎(1997)「公的扶助実践とは何か」小野哲郎・白沢久一・湯浅晃三監修, 小野哲郎・津田光輝・岡田征司・池田英夫編『公的扶助と社会福祉サービス』ミネルヴァ書房。
- (1999)『改訂増補 ケースワークの基本問題』川島書店。
- (2005)『新・ケースワーク要論——構造・主体の理論的統合化』ミネルヴァ書房。
- 加藤蘭子(2006)「社会福祉運動」社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』大月書店。
- 木田徹郎(1967)『社会福祉事業』川島書店。
- 木村隆夫(2006)「保護司」社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』大月書店。
- 栗田賢三・古在由重編(1979)『岩波哲学小辞典』岩波書店。
- 孝橋正一(1962)『全訂・社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房。

- (1973)『続・社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房。
- 斎藤浩志 (1977)『教育実践とはなにか』青木書店。
- 真田是 (1979)『戦後日本社会福祉論争』法律文化社。
- 嶋田啓一郎 (1980)『社会福祉体系論』ミネルヴァ書房。
- (1940)「我国社会事業の現代的課題」全日本私設社会事業連盟。
- 高島進(1979)『イギリス社会福祉発達史論』ミネルヴァ書房。
- 竹内愛二 (1965)『専門社会事業研究』弘文社。
- (1966)『実践福祉社会学』弘文社。
- 竹中勝男(1950)『社会福祉研究』関書院。
- 津止正敏 (2006)「ボランティア活動」社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』大月書店。
- 仲村優一(1978)「ソーシャルワーク研究の一断面」松本武子編著『日本のケースワーク』家政教育社, 119-131。
- (2004)「戦後社会福祉研究の総括と21世紀への展望—自らの立場との関係で」日本社会福祉学会編『社会福祉学研究の50年—日本社会福祉学会の歩み』ミネルヴァ書房, 2-6。
- 藤松素子 (2006)「ボランティア」社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』大月書店。
- 古川孝順 (1994)『社会福祉学序説』有斐閣。
- 松井二郎 (1985)「システム論と社会福祉理論」仲村優一監修, 野坂勉・秋山智久編『社会福祉方法論講座Ⅱ 共通基盤』誠信書房, 53-85。
- (1992)『社会福祉理論の再検討』ミネルヴァ書房。
- 三塚武男 (1982)「社会科学的な社会福祉実践の方法論(総論)」孝橋正一編『現代「社会福祉政策論」』ミネルヴァ書房, 65-92。
- 宮田和明 (1979)「『新政策論』論争」真田是編『戦後日本社会福祉論争』法律文化社, 179-219。

付記

本研究ノートは、著者(故・小野哲郎)が示す構成内容に沿いながら、中島園恵が著者の書いた文章を編集し、濱野一郎が監修したものである。著者の強い願いは、本研究ノートの論文成就であったが、執筆作業よりも病の進行の方が早く、誠に残念ながら論文は未完となった。生前より著者は、論文が未完となった場合は、研究ノートとして発表するよう編者(中島園恵)に指示しており、編者はそれに従ったものである。